第二十六条の五の二を削る。

第二十六条の六中「第五十九条第四項」を「第五十九条第六項」に改め、同条第一号ロ(2)中「第百十六条の四」を「第百十六条の三」に改め、同号ロ(4)中「役員等（」及び「をいう。次号において同じ。）」を削り、同条第二号中「第五十九条第二項各号」を「第五十九条第二項に規定するとき又は同条第三項各号」に改め、同号イ中「第百十七条各号」を「第百十七条の二各号（民事再生等の場合の債権の範囲）又は第百十七条の三各号」に改め、同号ロ(2)中「第百十七条各号」を「第百十七条の二各号又は第百十七条の三各号」に改め、同号ロ(3)中「法第五十九条第二項第一号に規定する」を「令第百十七条の二各号又は第百十七条の三各号に掲げる事実が生じた」に改め、同号ロ(4)中「内国法人の」の下に「法第五十九条第二項第二号又は第三項第二号に規定する」を加え、同条第三号中「第五十九条第三項」を「第五十九条第四項」に改める。

第二十六条の十一第一号中「前期期末時」を「前事業年度終了の時」に改める。

第二編第一章第一節第十一款の二を削る。

第二十七条の十三の三の見出しを削り、同条中「第百二十二条の十四第一項第三号」を「第百二十二条の十二第一項第三号」に改め、第二編第一章第一節第十一款の三中同条を第二十七条の十三の二とする。

第二編第一章第一節第十一款の三を同節第十一款の二とする。

第二十七条の十四第二号中「第二十二条の七第六項第六号及び第八項第六号」を「第二十二条の七第五項第六号及び第六項第六号」に改める。

第二十七条の十五第一項中「第百二十三条の八第三項第四号」を「第百二十三条の八第二項第四号」に、「同条第十四項、第十七項及び第十八項」を「同条第九項、第十一項及び第十二項」に改め、同項第三号中「第百二十三条の八第三項第一号」を「第百二十三条の八第二項第一号」に改め、同条第二項中「第百二十三条の八第三項第五号（同条第十四項、第十七項及び第十八項」を「第百二十三条の八第二項第五号（同条第九項、第十一項及び第十二項」に改め、同項第一号中「第百二十三条の八第三項第五号」を「第百二十三条の八第二項第五号」に、「以下この条」を「次号」に改め、同項第二号ロ中「第百二十三条の八第三項第五号」を「第百二十三条の八第二項第五号」に改め、同条第三項中「第百二十三条の八第十二項第三号イ（同条第十五項、第十七項及び第十八項」を「第百二十三条の八第三項第三号イ（同条第九項、第十一項及び第十二項」に改め、同条第四項中「第百二十三条の八第十二項第三号ロ（同条第十五項、第十七項及び第十八項」を「第百二十三条の八第三項第三号ロ（同条第九項、第十一項及び第十二項」に、「第百二十三条の八第二項第五号」を「第百二十三条の八第十二項」を「第百二十三条の八第三項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「令第百二十三条の八第十五項において準用する同条第十二項の規定により法第六十二条の七第一項」を「法第六十二条の七第二項第二号」に、「のみなされる資産」を「資産に準ずるものとして政令で定めるもの」に、「同項」を「同条第一項」に、「第百二十三条の八第十四項」を「第百二十三条の八第九項」に、「同条第三項第四号」を「同条第二項第四号」に改め、「同条第十四項において準用する」を削り、同項を同条第五項とする。

第二十七条の十五の二の見出しを「（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）」に改め、同条第一項中「特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）（同条第六項から第八項まで」を「特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）（同条第七項から第九項まで」に改め、同条第二項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第七項から第九項まで」に改め、「において準用する同条第二項」を削り、同条第三項中「第百二十三条の九第十項」を「第百二十三条の九第十一項」に改め、同項第一号及び第二号ロ中「第百二十三条の九第九項」を「第百二十三条の九第十項」に改める。

第二編第一章第一節第十一款の四を同節第十一款の三とする。

第二十七条の十六の三中「の損金不算入等」を削り、「第六十一条の十一第一項（連結納税」を「第六十四条の十一第一項（通算制度」に改める。

第二編第一章第一節第十一款の五を同節第十一款の四とする。

第二編第一章第一節第十一款の六を同節第十一款の五とし、同款の次に次の一款を加える。

**第十一款の六**　完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算

（損益通算の対象となる欠損金額の特例に係る事業関連性の判定）

**第二十七条の十六の五**　第三条第一項及び第二項（事業関連性の判定）の規定は、令第百三十一条の八第二項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第百十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係等）に規定する通算法人又は同号に規定する通算法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する通算前事業と同号に規定する通算親法人又は同号に規定する通算親法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する親法人事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、第三条第一項中「第二条第十二号の八イ又はロ（定義）に該当する合併以外の合併が」とあるのは「第六十四条の六第一項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）に規定する通算法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた場合において、」と、「ものである場合には」とあるのは「ときは」と、同項第一号中「当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前」とあるのは「令第百三十一条の八第二項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第百十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係等）に規定する通算前事業を行う法人及び同号に規定する親法人事業を行う法人が同号の通算承認日の直前」と、同項第二号中「当該合併の直前」とあるのは「令第百三十一条の八第二項において準用する令第百十二条の二第四項第一号の通算承認日の直前」と、同号ハ中「合併後」とあるのは「通算承認日後」と、同条第二項中「当該合併後」とあるのは「令第百三十一条の八第二項において準用する令第百十二条の二第四項第一号の通算承認日後」と読み替えるものとする。